

石綿による健康被害の救済給付について

健康推進課 ☎ 67・1151

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。

労災保険などで補償されない石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方およびこの法律施行前にこれらの疾病により死亡された方のご遺族に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

申請方法 環境再生保全機構 またはお近くの保健所に相談のうえ申請などの手続きを行ってください。
詳しくは環境再生保全機構 ホームページ (<http://www.erca.go.jp>) をご覧ください。
問合先 豊川保健所蒲郡支所 ☎ 69・3156

ユトリーナ情報

清掃課 ☎ 57・4100

○アクアフィットネス
インストラクターの指導で、水中運動をして、リフレッシュしましょう。

とき 7月7日～9月15日

の第1・3週土曜日

全6回 午後2時～3時

ところ ユトリーナ蒲郡バー

デゾーン

受講料 無料(ただし、バー

デゾーン利用料700円が必

要)

その他 水着、スイムキャ

ップが必要で

申し込み 予約は必要あり

せん。当日時間までにお越

してください。

問合先 ユトリーナ蒲郡

☎ 57・0123

夏の交通安全市民運動

安全安心課 ☎ 66・1156

7月11日(水)～20日(金)は、夏の交通安全市民運動週間です。この時期は、夏の開放感から飲酒運転や無謀運転による重大事故が多発します。

また、暑さのために注意力が散漫となり、交通事故に巻き込まれる危険が増えます。

運動の重点目標

- 飲酒運転の撲滅
- 若者の無謀運転をなくす
- 子どもや高齢者を交通事故から守る

あなたも裁判員

平成16年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立したことを受け、平成21年には「裁判員制度」がスタートします。この裁判制度は警察官など特定の職業に就いている人や高齢者・家族の介護など、やむを得ない事情がある場合を除き、原則、選出された20歳以上の方は、その役目を果たすことが義務づけられています。

平成18年に内閣府が行った「裁判員制度に関する特別世論調査」では、この制度が始まることを知っているかという問いに、「知っている」と答えた方は80.7%、「知らない」と答えた方は19.3%で国民の認知度は高いという結果でした。しかし、裁判員として参加したいと思うかという問いには、「参加したい」、「参加してもよい」と積極的な回答をした方は20.8%、「あまり参加したくないが、義務なら参加せざるをえない」、「参加したくない」と答えた方は78.1%あり、消極的な回答が大半を占めました。

そこで、市民の皆さんに裁判制度を理解していただくため、裁判所が映画やパンフレットなどを作成されているので、その一部をご紹介します。

◎映画

「評議」…裁判員に選ばれた人たちが、戸惑いながらも裁判官と一緒に判決に至るといった評議の様を描いた映画です。

【出演】中村俊介、榎木孝明ほか(所要時間約60分)

「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」…裁判員がどのように選ばれるのか、選ばれた主人公の心理不安や葛藤。そして、最後は積極的に参加していく姿を描いた映画です。

【出演】村上弘明、山口果林ほか(所要時間約70分)

◎アニメーション

「ぼくらの裁判員物語」…中・高校生向けのアニメ。高校生の主人公を通し、裁判員制度を学んでいく姿が描かれています。

★ビデオ(DVDまたはVHS)の貸し出しを希望する方は、名古屋地方裁判所総務課(〒460-8504名古屋市中区三の丸1-4-1 ☎052・203・9092)へ。



企画広報課 ☎ 66・1145